

旭化成エレクトロニクスグループ

サプライヤー行動規範

旭化成エレクトロニクスグループは、関連する法令・諸規制や社内ルールの遵守を徹底するとともに、社会的な規範を含む高いレベルの企業倫理を実践し、「世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献します」という旭化成グループ理念を実現していきます。

しかしその実現には、旭化成エレクトロニクスグループだけではなく、サプライチェーン全体として取り組む必要があり、お取引させていただくサプライヤーの皆様のご理解、ご協力が不可欠です。

この旭化成エレクトロニクスグループ サプライヤー行動規範（以下「本規範」といいます）は、旭化成エレクトロニクスグループのサプライヤーの皆様とともにCSR活動に取り組むため、遵守をお願いしたい事項を定めたものです。

サプライヤーの皆様におかれましては、関連する法令・諸規則および社会的規範とともに本規範を遵守いただき、CSR活動を継続・推進いただきますようお願いいたします。

A. 労働

1. 強制労働・児童労働の禁止

いかなる方法であれ、強制労働はさせないこと。また、就業最低年齢に満たない児童を労働させないこと。

2. 労働時間

適用ある法令で定められる労働時間の限度を超えて、従業員を労働させないこと。

3. 賃金および福利厚生

適用ある法令に従い、従業員に賃金を支払い、福利厚生を提供すること。

4. セクシャルハラスメント等の禁止

従業員に対するセクシャルハラスメントその他のハラスメント（差別的な言動・嫌がらせ）を禁止し、行わないこと。

5. 差別の根絶

従業員の雇用、処遇にあたり、年齢、人種、性別、宗教、国籍、肌の色、身体障害、出身、未婚・既婚、会社との雇用契約の形態などによる差別を禁止し、行わないこと。

6. 労働基本権の尊重

適用ある法令に従い、従業員が組合を結成し、団体交渉し、組合活動に参加する権利を尊重すること。

B. 安全衛生

1. 保安防災・労働安全衛生

安定操業および保安防災に努めるとともに労働災害の防止を図り、従業員と地域社会の安全を確保すること。そのために、労働環境におけるあらゆるリスクを検証・把握し、物理的な対策を講じる他、業務マニュアルを作成して適切な教育指導、トレーニングを行うこと。

2. 健康

快適な職場環境の形成に努め、従業員の健康保持・増進を図ること。

C. 環境

1. 環境保全

環境関連法令を遵守することはもちろん、地球環境に十分配慮し、廃棄物の削減、大気・土壌・水質汚染防止、省エネルギー活動、温室効果ガス排出量削減などを推進し、すべての事業活動に伴う環境負荷の低減に努めること。

2. グリーン調達

製品含有化学物質を適切に管理し、環境に優しい安全・安心な製品を提供するため、グリーン調達を推進すること。

D. 倫理

1. 贈収賄行為の禁止ならびに健全かつ適正な取引関係の維持

国内外を問わず、公務員またはこれに準ずる者に対する、一切の不正な贈答、接待、便益の供与、その他の経済的な利益の供与を禁止し、行わないこと。

また、法令または公序良俗に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを旭化成エレクトロニクスグループやその他取引先に提供したり、受領したりしないこと。

2. 適正な会計・税務処理

会計・税務関係の法令等に従い、適正な会計・税務処理を行うこと。

また、不正経理・横領を禁止し、第三者と会社間の経済行為や従業員と会社間の経済行為の発生などにより経理処理を行う場合は、すべて行為の事実に基づいて、かつ社内規程に従った適正な経理処

理を行うこと。

3. 情報開示ならびに社会とのコミュニケーション

ステークホルダーおよび広く社会全体に、情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開し、健全な関係を保つこと。

情報開示に関しては、企業情報を公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに情報開示すること。

4. 知的財産権の尊重

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を尊重し、第三者の知的財産権を侵害しないこと。

5. 公正なビジネス

適用ある独占禁止法、競争法など、公正かつ自由な競争状態を確保するための法令を遵守すること。

また、製品の広告・宣伝を行う際は、内容の正確性に注意するとともに、他社の製品を引用して自社製品と比較する場合は、適用ある法令に従い、公正な表示を行うこと。

6. 情報の保護

自社の機密情報および顧客や第三者の機密情報を厳重に管理し、適正に取り扱うこと。

7. 内部通報制度

従業員が報復される恐れなく、自社で発生している組織的または個人による法律または就業規則等の社内規程に違反する行為、およびそれらに違反すると思われる行為を、匿名で通報することができるプログラムを保持すること。通報者は報復される恐れはなく、保護されること。

8. 責任ある鉱物調達

紛争および非人道的活動に加担しないように、サプライチェーンの透明性を図り、責任ある鉱物調達を実践すること。

9. プライバシー

取引先、顧客、従業員の個人情報を、収集・利用・保管・廃棄する一連のサイクルにわたって、法令および社内規程に従った適正な取扱いを行うこと。

E. 管理体制

1. 会社の取組み

本規範を遵守するための管理体制を構築すること。その管理体制においては、責任者を明確にし、Plan-Do-Check-Action サイクルにより継続的な改善活動を行うこと。

2. サプライヤーの責任

自社のみならず、取引先に対しても本規範に定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して企業としての社会的責任を果たすこと。

(2017年1月1日 制定)